

今後の社会教育行政の在り方について

【現状と課題】

- これまで、地方公共団体における社会教育行政は、社会教育法に基づき、自ら事業を行う公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の設置・運営やそれらにおける講座の開設などの「自前主義」的取組が中心。しかし、複雑化・多様化する社会の要請や住民のニーズに社会教育行政だけでは十分に対応できなくなっている。
- 一方、近年、社会教育行政以外の部局においても、それぞれの分野における普及・啓発、人材育成事業が活発に展開されるとともに、民間教育事業者や大学等による活動も活発化している。
- こうした状況の中、地方公共団体の財政状況の悪化や行財政改革の取組も相まって、地方公共団体の社会教育関係職員・予算は全体として減少する傾向にある。
- しかしながら、近年、地域主権の進展や「新しい公共」の理念の広がり、さらには東日本大震災以後、地域の絆の再構築が強く求められる中で、国民一人一人がもつ資質や能力を伸張するのみならず、様々な学習活動を通じて、地域社会において住民の間の絆を築くとともに、地域のコミュニティづくりを住民が自ら能動的に行っていくという気運と市民意識を醸成し、具体的な実践につなげていくことのできる社会教育の重要性は、むしろますます高まっている。

【論点】

- ① 首長部局や民間教育事業者、大学等において、社会の要請や住民のニーズに対応するための取組が拡大していく中で、自立した豊かな地域社会の形成を進めていくためには、社会教育行政は今後どのような機能と役割を果たしていくことが必要か。その際、国と都道府県、市町村がそれぞれ担うべき任務についてどう考えるか。また、教育行政として堅持していくもの（失ってはいけないもの）は何か。

・本分科会では、これまでに以下のような指摘がなされた。

(現代的・社会的課題への対応)

- 一 趣味・教養の学習も重要だが、学習の後、地域のネットワーク・集団作りにつなげていく部分が弱くなっている。地域の絆の基盤として社会教育が役割を果たすため、社会的、公共的にニーズの高い現代的課題についても積極的な対応が必要。
- 一 趣味・教養の学習も、市民の「知の基礎体力」「基礎知力」を育むという点では必要で、現代的課題とのバランスの問題。
- 一 課題を抱える人のセーフティーネットとして、社会教育が就労の手前の社会的自立を支える機能を打ち出してはどうか。
- 一 現代的課題の特性は、課題を認識して行動に移すこと。社会教育の学びのスタイルを変革していくことが求められている。当事者性を高めるような学習をどう提案していくかが重要。
- 一 ボランティア活動等につながる学習の多くが趣味・教養に関するもの。現代的課題の偏重が社会教育の弱体化につながった。

(地域の課題を自ら発見し、解決を図ることのできる自立した市民の育成)

- 一 地域住民も行政と一体となって地域の課題の解決を図ることが求められている。
- 一 まちづくり、環境、健康などの分野に関わっていける市民を育てることが社会教育の役割。
- 一 地域によって異なるさまざまな課題に対して、自ら課題を解決して、能動的に解決していく手法を確立しなければならない。
- 一 新しい公共や絆づくりをリードできる人材を育成するため、市民性（シチズンシップ）の育成を柱に掲げてはどうか。
- 一 社会的責任というものを、社会教育に取り入れることで、住民が責任をもって地域を考えることにつながる。

(学習活動を通じた地域住民の「絆」の構築)

- 一 社会教育は、様々な人との絆を構築し、行政の枠におさまらず新しい価値を作っていくことができる。
- 一 東日本大震災を機に、人の絆や地域に対する思いが見直されており、まさに社会教育の意義がここにある。

(その他)

- 一 国民全体の力を高めていく上で、最も力を発揮できるのが社会教育。
- 一 社会教育が地域に貢献するためには、地域住民の能力を高め、学習成果を活用していくことが大切。
- 一 市町村の現場の実態は都市と地方などで大きく異なるので、地域の実情に合わせて有効な方法をとっていくべき。
- 一 地域資源が豊富な地域とそうでない地域とでは、社会教育の在り方も異なる。
- 一 大学の役割を社会教育・生涯学習の中にしっかり位置づけるべき。

② 社会教育行政が、学校教育や家庭教育との連携・支援にとどまることなく、首長部局が実施しているまちづくりや高齢者・福祉、女性・青少年等の施策や民間団体、大学等とも積極的に連携・支援していくためには、それぞれの地域において、どのような体制を構築すべきか。

・「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（答申）」（平成10年中央教育審議会）において、「生涯学習社会においては、人々の学習活動・社会教育活動を、社会教育行政のみならず、さまざまな立場から総合的に支援していく仕組み（ネットワーク行政）を構築する必要がある。社会教育行政は生涯学習振興行政の中核として、学校教育や首長部局と連携して推進する必要がある。」と提言された。

・平成20年の社会教育法の改正において、学校・家庭・地域の連携・協力の促進を国及び地方公共団体の任務として位置付け。

・本分科会では、これまでに以下のような指摘がなされた。

－教育委員会以外の部局と連携しつつ、社会教育施設が活性化できるような仕組みを考えていくべき。

－社会教育・生涯学習はまちづくり全体の柱として位置づけるべき。

－首長部局で行われている教育活動も社会教育の範囲と考えてよいのではないか。

－社会教育は就労不安などの若者の問題に対してほとんど無力だった。教育委員会の社会教育部局が地域と連携しつつ、こうした行政課題に対応できるか疑問。

－地域の中でソーシャルキャピタルをどうやって形成するかを考えると、教育委員会の枠の中だけでは十分機能せず、首長部局との連携あるいは融合を考えざるを得ない。

－都道府県や市町村においても、学校教育部門と生涯学習・社会教育部門は連携できていないことが多いことを考慮すべき。

－今後、所管、施策内容、地域住民や団体との関係など、社会教育のグランドデザインを見直すことが必要。実際に首長部局に移管した自治体で何が起きているのか、教育の政治的中立性や教育委員会の独立性などに留意しつつ検証すべき。

－教育委員会よりも首長の方が社会教育行政の可能性を高く評価している。行政のあり方も変えながら社会教育の可能性を引き出すことを考えてはどうか。

－すべての首長が社会教育・生涯学習に理解があるわけではない。社会教育行政を教育という観点から外して、首長部局へ移管するのはいかなものか。

－都市部においては、首長部局がさまざまな啓発事業をやっている中で、これらをうまく絡めながら社会教育としての当事者性を引き出すような取組が必要。

生涯学習振興行政

教育行政

学校教育

家庭教育

社会教育

※教育基本法改正を受けた
社会教育法等の改正

これまでの社会教育行政の括り

新しい社会教育行政の括り

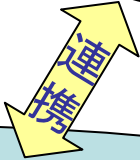
社会の変貌により新たな括りの意義が高まった！

街づくり
→地域主権、コミュニティ・ソリューション、新しい公共

高齢者・福祉
→超高齢化、人生100年時代

女性・青少年施策
→男女共同参画社会

大学政策
→大学の社会貢献、知識基盤社会



生涯学習分科会(第65回) 社会教育行政の在り方に関する 基礎データ集



平成24年5月18日

文部科学省 生涯学習政策局



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成10年生涯学習審議会答申

「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」 ①

第3章 社会教育行政の今後の展開

第3節 生涯学習社会におけるネットワーク型行政の推進

1 ネットワーク型行政の必要性

生涯学習社会においては、人々の学習活動・社会教育活動を、社会教育行政のみならず、様々な立場から総合的に支援していく仕組み(ネットワーク型行政)を構築する必要がある。社会教育行政は生涯学習振興行政の中核として、学校教育や首長部局と連携して推進する必要がある。また、生涯学習施設間や広域市町村間の連携等にも努めなければならない。

2 学校との連携

社会教育と学校教育とが連携することにより、子どもたちの心身ともにバランスのとれた育成を図ることが重要である。学校施設の開放等を進めることにより、地域社会の核としての開かれた学校を作る必要がある。また、高度化する学習ニーズに対応するため、高等教育機関、国公立や民間の研究機関、企業との連携も不可欠である。

3 民間の諸活動との連携

社会教育行政は、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO、さらには、町内会等の地縁による団体を含めた民間の諸団体と新たなパートナーシップを形成していくことが必要である。



平成10年生涯学習審議会答申

「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」 ②

4 首長部局等との連携

地域社会の活性化を通じた地域の教育力の活性化は社会教育行政の重要な課題である。地域の人材育成に責務を負う教育委員会と地域づくりに広範な責務を負う首長部局とが連携して、生涯学習、社会教育、スポーツ、文化活動を通じた地域の教育力の向上に取り組む必要がある。

5 生涯学習施設間の連携

社会教育施設間のみならず、首長部局が所管する各種の施設等との積極的な連携を促進し、住民にとって利用しやすい生涯学習施設のネットワークを構築していくことが必要である。このための恒常的な組織の設置が期待される。

6 市町村の広域的連携

高度な社会教育行政サービスを実現するためには、事務処理の共同化をはじめ、市町村が広域的に連携することが有効であり、こうした連携を促進することが期待されている。

平成20年中央教育審議会答申
「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」①
～知の循環型社会の構築を目指して～

第2部 2 今後の行政等の在り方－生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

- 今後より積極的な生涯学習振興行政・社会教育行政を展開していくに当たっては、行政の関係者がそれぞれの果たすべき役割を明確に認識し、効果的に連携を図った上で施策を推進することが可能となるよう行政の在り方についても検討する必要がある。
- 特に、専門的職員や予算の減少等、社会教育行政の基盤が弱体化してきている現状等を踏まえ、さらに、今後必要とされる第1部4. に述べた具体的な施策や教育基本法の改正の趣旨を踏まえた施策を講じるに当たって、国、都道府県、市町村のそれぞれの果たすべき任務の内容や施策を推進する拠点となる社会教育施設等の在り方、関係機関の連携を促進するための制度等、行政の在り方について検討する必要がある。

平成20年中央教育審議会答申
「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」②
～知の循環型社会の構築を目指して～

(1)国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

(国、都道府県及び市町村の任務)

○ 今後、目指すべき施策を実施する上で、国や地方公共団体等の新たな任務や制度上より明確に位置付けるべき任務等について検討を行うことが求められる。

○ 生涯学習振興行政を推進するに当たり、社会教育行政はその中核的な役割を担うものである。このことを前提に、また、改正教育基本法第3条の「生涯学習の理念」が新設されたこと等を踏まえれば、社会教育法第3条に規定されている国及び地方公共団体の任務について、国民一人一人がその生涯にわたって行う学習を幅広く支援することや、個人の学習機会を充実することのみならずその成果を生かし得る環境を醸成することを、社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

(中略)

○ このほか、教育委員会の事務の見直しについては、改正教育基本法第12条に、国及び地方公共団体による社会教育の振興の手段として「情報の提供」が追加されたことを踏まえ、教育委員会の事務に社会教育に係る情報の収集、整理及び提供に関する事項を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

平成20年中央教育審議会答申

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」③

～知の循環型社会の構築を目指して～

(5) 地方公共団体における体制について—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築—

- 地方公共団体において生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していく上で、地方公共団体の任務の内容や役割等を明確にすることとともに、それらを推進するに当たって、地方公共団体における教育委員会と首長との関係を明確にし、それぞれがその役割を果たし積極的に連携を図っていくことが必要である。
- 地方公共団体の長と教育委員会の関係については、平成17年の中央教育審議会答申（「新しい時代の義務教育を創造する」）において、「今後、地域づくりの総合的な推進をはじめ、他の行政分野との連携の必要性、さらには政治的中立性の確保の必要性等を勘案しつつ、首長と教育委員会との権限分担をできるだけ弾力化していくことが適当である。」との基本的な考え方が示されている。
その上で、「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く）、スポーツ、生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）は、地方自治体の判断により首長が担当することを選択できるようにすることが適当である。」と提言されている。
- また、平成19年の中央教育審議会答申（「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」）においても、教育委員会制度については、「教育における政治的中立性や継続性・安全性の確保、地方における行政執行の多元化等の観点から、全ての地方自治体に設置するなどの現在の基本的な枠組みを維持することが必要である。その上で、地方分権の理念を尊重しつつ、教育委員会の役割の明確化を図るとともに、その機能・体制を充実し、それぞれの地域の実情に合わせた弾力的な運用が可能となるよう制度改革を図ることが適当である。」という基本的な考え方が述べられており、その上で、具体的には「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く。）、スポーツ（学校における体育を除く。）に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるものとする」が適当であると提言されている。
- このようにこれまでの本審議会の答申においては、生涯学習支援に係る行政については、首長が行うことを可能としつつも、社会教育に関する事務は教育委員会が担当することが適切であることが示されている。



平成20年中央教育審議会答申

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」④

～知の循環型社会の構築を目指して～

- 生涯学習振興行政の固有の領域が、生涯学習の理念を実現させるため、社会教育行政や学校教育行政等の個別に実施される教育に係る施策や、その他首長において実施される生涯学習に資する施策等について、その全体を総合的に調和・統合させるための行政であることにかんがみ、生涯学習振興行政は、その中核を担う学校教育や社会教育行政を担う教育委員会と、学校教育・社会教育以外で生涯学習に資する施策等を担う首長とが、それぞれの役割や機能が確保されることを前提に連携して進められるべきものである。その際、教育委員会及び首長が第1部3. で述べた目標の共有化を図っていくことも必要である。
- 前述の「生涯学習支援に関する事務(学校教育・社会教育に関するものを除く)」については地方自治体の判断により首長が担当している例もある。しかしながら、社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられる。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっている。
- なお、社会教育施設の所管に関しては、地方公共団体の長へ改めてもよいとする指摘がある一方で、社会教育施設は多様で自主的な教育活動を助長することを目的とするものであり、政治的中立性の確保等の観点から教育委員会の所管が望ましいという指摘もある。社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある。
- このほか、生涯学習振興行政と社会教育行政との関係に関連して、地方公共団体の組織等についていずれを組織の名称とすべきか分かりにくいなどの声も聞かれるが、これについては、それぞれの地方公共団体が、第2部1. (2)に述べた概念整理に基づき、生涯学習振興行政における各施策の総合調整機能等を強調してその組織の名称とするか、あるいは社会教育行政が生涯学習振興行政の中核を占めることから、社会教育を組織の名称とするかなど、各地方公共団体の実情に応じて決定されるべきものである。

社会教育の法律上の位置付け

○社会教育法

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

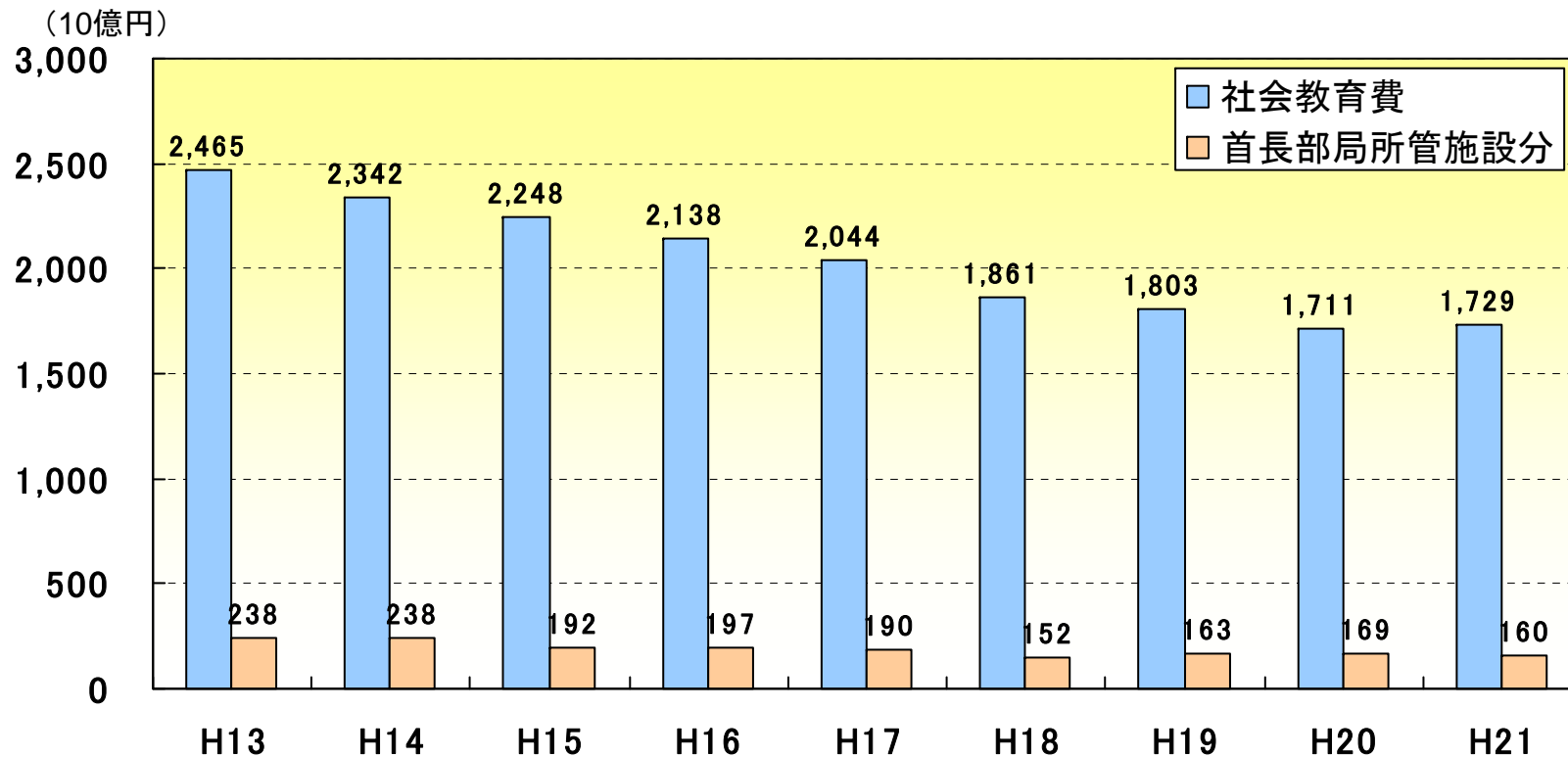
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

社会教育関連費の推移

教育委員会における社会教育費は大幅な減少傾向にある一方で、首長部局所管施設分の生涯学習関連費は近年微増だったが、平成21年度は教育委員会における社会教育費総額が微増となる一方で、首長部局所管施設分の生涯学習関連費がやや減少。



(出典) 地方教育費調査

社会教育の在り方に関する 生涯学習分科会における最近の主な意見

第58回（平成23年9月8日）「地域における生涯学習・社会教育の推進体制について」グループ別討議
第59回（平成23年9月29日）第59回のグループ別討議の結果を受けた全体討議
第64回（平成24年5月8日）「今後の社会教育の在り方について」

（第58回）

- 社会教育には、さまざまな人の思いが集まって絆が生まれ、行政の枠におさまらずに新しい価値をつくっていくという部分がある。このことは、他者との違いの理解や多文化政策の下支えという意味でも重要。また、公民館などの社会教育施設が設けられているが、社会教育はあらゆる場所で行われている。社会教育の本当の良さは、そのプロセスに注目すると見えてくる。たとえば、公民館での社会教育は人が講座に来てくれて初めて成立するものであるが、その過程で公民館職員は横のつながりづくりを常に意識して取り組んでいる。
- 社会教育が縮んだというよりも、むしろまちづくり行政全体に広がってきたと捉えるべき。だから首長部局で担当しなければならなくなっている。これからは、地域に参加することに価値観を持つ国民をいかに増やすか、ソーシャルキャピタルの高い国をどのようにつくるのかがまちづくり政策の第一歩で、それは社会教育（主事）だけでできるものではない。まちづくり、環境、健康などの分野に関わっていける市民をどのような形で育てるかが教育の役割。
- 社会教育の意義・役割は平成20年の中教審答申にかなり書かれており、今日でも基本的に変っていない。少子高齢化がますます進む中で、地域住民も行政と一体となって産業、福祉、教育など地域の課題解決を図ることが求められ、他方で産業構造の変化に伴い新しい技術、新しい労働力の育成も地域社会の中で必要となっているため、社会教育の役割は少しも減少していない。まちづくりと同時に人づくりを視野に入れるべきで、それを自治体のどこが担っていくか（教育委員会なのか、首長部局なのか）が問われている。
- 社会教育の存在感が弱まっていると言われるが、社会教育がなければまちづくりはできない。社会教育・生涯学習はまちづくり全体の柱として据えていかなければならない。東日本大震災を機に人の絆や地域に対する思いが見直されており、まさに社会教育の意義がここにある。社会教育の現代的な意義を踏まえた中で、制度面の改善についても議論が必要。教育委員会だけでなく首長部局もまちづくりの観点からしっかり担うべき時代に入っている。
- 社会教育の立ち位置を再検討することが必要。既に民間が草の根的にやっているのと同じことをやっても仕方ない。施設や学校教育の枠にとらわれず、国づくりや成長戦略に社会教育がどのように関わるのかも含めて、きちんと議論し、再定義することが必要。
- 社会教育が有する公共性をもう一度捉え直し、公共性の高いものから優先的に、市民性の涵養やまちづくりなどにターゲットを絞って取り組むべき。国民全体の力を高めていく上で、最も力を発揮できるのが社会教育。「勉強」からではなく「活動」から

育てていく社会教育があってもよい。社会教育施設内に限らず様々な場で、環境、健康、地域づくりなど教育的な機能が行われているので、首長部局で行われている教育活動も社会教育の範囲と考えてよいのではないか。教育委員会よりも首長の方が社会教育行政の可能性を高く評価している。教育委員会でなければできないという非常に狭い範囲でよいのか、行政の在り方も変えながら社会教育の可能性を引き出すことを考えてはどうか。

- 社会教育はある時期から理論的にも遅れたのではないか。学校を出た後うまくいかない人たちへの対応、例えば就労不安など若者の問題に対し、社会教育はほとんど無力だった。地域に住む人々の様々な課題に応えるという社会教育の機能は必要だが、教育委員会の社会教育部局が地域とつながりながらこうした行政課題に対応できるかは楽観できない。
- 社会教育の機能の必要性はいささかも減っておらず、住民が地域に対してどんなことをできるのか、必要なスキルや能力をどうやって身につけるのかという場面が今後も地域社会の中で必要。それを今までの社会教育の枠内で担うのがよいのか、首長部局で地域振興、産業活性化、まちづくり、社会福祉との連携を考えた方がよいのか、「社会教育」という言葉でよいのかも含め、所管、施策内容、地域住民や団体との関係など、社会教育のグランドデザインを見直すことが必要。

(第59回)

- 社会教育のあり方について考える際、生涯学習・社会教育という切り口だけでなく、学校教育や家庭教育も含め、全体としてどのような教育を目指していくのかについて検討しなければならない。
- つながり作りやボランティアの推進といった点で、社会教育は地域において一定の効果をあげているが、そこからさらに一歩進める必要がある。地域のために社会教育は何が出来るかを考えると、地域住民の能力を高め、学習成果を活用することが大切。
- 絆やコミュニティといった方向性は、生涯学習だけでなく、まち全体の目標。生涯学習だけがまちづくりを担うのではなく、まちづくりを支える一部分としての生涯学習。縦割りで生涯学習だけがまちづくりを進めて達成されるわけではないため、首長部局で担っていく必要がある。
- 学校教育と社会教育をはじめとする他の教育分野のバランスの悪さが、日本の教育の大きな欠陥。都道府県や市町村においても、学校教育部門と生涯学習・社会教育部門は連携できていないことが多い。この点を考慮した取組をしていくべき。

(第64回)

- 趣味・教養的な学習で身につけたものの方が学校支援等のボランティア等の活動につながることもかかわらず、趣味・教養的な学習ではなく現代的な課題を積極的に取り上げるべきとする流れが、社会教育の体制の弱体化につながったのではないか。
- 趣味・教養的な学習は地域のネットワークづくりやまちづくりにつながるという意

味でももちろん重要であるが、地域の絆の基盤として社会教育が役割を果たすためには、社会的・公共的にニーズの高い現代的課題にも積極的に取り組む必要がある。

今後は、様々な学習を総括的に含んだ「市民教育」ともいえるような、シチズンシップを高めるような社会教育を追求していくべき。新しい公共や市民協働を担える人材、また、昨今強調されている「絆」をリードするような人材を育成していくためには、市民性の育成を社会教育の大きな柱として掲げていくことが重要。

- 地域の中での社会教育や生涯学習を考えるにあたっては、首長部局との連携を考えざるを得ない。教育委員会も首長部局もソーシャルキャピタルを地域の中でどう形成していくかを考えており、これは教育委員会だけでは十分に果たすことはできない。
新しい公共を担う市民の知の基礎体力として、教養的な講座は必要。その上で、各地域の実情に応じて首長部局が独自のアイデアを出し、どのように新しい公共をつくりあげていくかというのが、まさに地域主権である。
- 大学の役割を社会教育や生涯学習のシステムの中にしっかりと位置づける必要がある。様々な世代が活力を持って社会に参加し、課題解決にあたるという社会教育や生涯学習の視点からも、大学改革に対してメッセージを発していくべき。
- 現代的な課題の特性とは、課題を認識するだけでなく、解決のために必要な行動に移すこと。行動に向けて動ける学習スタイルへ転換していかなければならない。
社会的な課題を持った人も社会教育の中に入り込み、社会の課題の解決に寄与できるような社会教育の仕組みを作らなければならない。また、様々な意欲・関心・態度を育てるという機能を、学校教育だけでなく社会教育も担っていかなければならない。当事者性を高めるような学習を社会教育がどう提案していくのかが大きな課題となる。
- 趣味・教養的な学習は、人々に与える潤いや絆という意味で重要ではあるが、現代的な課題を社会教育の対象から外せば、社会教育行政の役割はなくなってしまう。ネット等の様々な課題解決の手段を持つ人々に対し、いかに社会教育として役割を果たしていくかを見いださなくては、社会教育は生き残れない。
異なった課題を抱える地域どうしが刺激しあい、課題を提起し解決していくためにはファシリテーターが必要であり、そのための方法を確認しなければならない。企業で用いられているQCサークルなどの問題解決手法のほか、認知科学の分野で用いられているデータ処理の手法などを組み合わせ、スキルとツールを開発することが必要。
- どのような課題であれ、学習への参加が非常に重要。1人ではなく他者と学ぶことで関係が構築されていく。その中で課題に対する気づきや意識の転換が生まれ、新たな学習につながっていく。
- 現代的課題については、首長部局の様々な部署が啓発活動を行っている。その中で社会教育が果たすべきことは、講座を提供するという従来有形よりも、様々な部門で行われている学習の成果を、参加者の当事者性を引き出しながら、一人一人の課題の解決につなげていくという視点でプログラムをつくっていくことではないか。
- 社会教育とはまちづくりであり、社会教育がなければまちづくりは出来ない。それを支えるのは市民一人一人の生涯学習であり、それぞれが自らを高めてまちを支えていくのであり、学習のテーマがどのようなものであるかにはよらない。
認識されている課題を、誰が実践していくかを明確にすることが必要。国、都道府

県、市町村の役割を明確にし、その上で、地域の活動としてまちづくりの根幹となる活動を担っていく市民を各自治体が育成し、課題解決の実践に向けていかなければならない。

- 大学は、今後、地域の中心として変わっていかなければならない。社会教育や生涯学習の立場から、大学がどうあるべきかというところをもっと示していかなければならない。
- 学びに対する姿勢は二分化しており、学びに対して積極的でない人々の意識をどう上げていくかが、社会教育や生涯学習の課題。参加を促すために、地域に密着した講座を開くほか、若い人を中心に据えたり、企業を巻き込むことも重要。
- 社会教育の1つの意義として、教育のセーフティネット機能がある。社会教育が様々な領域を横断し、課題を抱えた人を支えることも重要な機能。就労自立の手前の社会的自立や生活自立という状態を社会教育が支え、コミュニティに参加しながらの自立を支えていくという意味では、社会教育はまさに自立の基盤となる。